

みや わか



市議会だより

6月定例会

審議結果報告及び賛否の分かれた議題	2
可決された決議	3
委員会報告	4
市長報告	4~6
一般質問	7~11
まちの話題、編集後記	12

審 議 結 果 報 告

6 月 定 例 会

議案番号	議 案 名	議決内容
同意第 4 号	宮若市教育委員会委員の任命について	原案同意
同意第 5 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第 6 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第 7 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第 8 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第 9 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第 10 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第 11 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第 12 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第 13 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第 14 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第 15 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第 16 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第 17 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
同意第 18 号	宮若市農業委員会委員の任命について	原案同意
承認第 1 号	専決処分の承認について（宮若市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について）	原案可決
議案第 24 号	宮若市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 25 号	宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第 26 号	宮若市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議員提出議案 第 2 号	宮若市議会・議員のハラスメント根絶に関する決議案	原案可決
	塩川秀敏市長のハラスメント行為に関する調査特別委員会の報告について（調査報告書）	原案可決

◆賛否の分かれた議題

○：賛成 ×：反対

議席番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
氏名	神谷	藤春	松岡	清水	山元	柴田	染矢	和田	安永	安河	茅野	弓削田	谷口	遠藤	寶部
	喜久雄	優一	史倫	健太郎	秀一	裕美子	正次	善久	友則	英幸	勝	敬	重隆	嘉昭	勝
議題															
塩川秀敏市長のハラスメント行為に関する調査特別委員会の報告について（調査報告書） ※1（詳細はP3）	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

※ 1 反対討論（山元 秀一議員）

本調査では、労働者の就業環境が害されたかどうかの調査を行っておらず、ハラスメントの要件を満たしているとは言えない。セクシャルハラスメントについても、性的な意図によるものか否か、十分な調査が行われていない。また、委員がハラスメントを認定するには、経験値や調査能力が不十分であると言わざるを得ず、当委員会の意見は信用に足らない。さらに、市長が行った言動の背景についても調査を行っておらず、その背景に基づく動機なども考慮されていない。

賛成討論（弓削田 敬議員）

我々は、確かに市長本人の聞き取りしか行っていない。しかし、報道機関のインタビューや、私も議員として職員と確認をする中で、パワーハラスメントがあったということは否めない事実だと認識している。

塩川秀敏市長のハラスメント行為に関する調査特別委員会報告

昨年12月1日の本会議で、地方自治法第100条に基づく調査権限を有した「塩川秀敏市長のハラスメント行為に関する調査特別委員会」が設置され、11回にわたり委員会を開催し、調査を続けてまいりましたが、令和6年6月14日の委員会をもって調査を終了し、議長に対し調査報告書を提出しております。その内容について、報告します。

委員会では、提出された記録に基づき、尋問事項の整理等を行い、塩川秀敏市長への証人尋問を行いました。その後、調査事項の整理等協議を行い、8項目について、ハラスメント行為及びセクシャルハラスメント行為として、事実認定をいたしました。それに基づき、調査報告書(案)の協議に入りました。

調査報告書(案)の「まとめ」として、塩川秀敏市長の言動は、職員との信頼関係に関わらず許されないものであり、市長として不適切な行為であると指摘しています。

また、塩川秀敏市長におかれては、当委員会の調査結果を重く受け止め、市のトップとして、市長自身のハラスメント行為による、混乱の責任を十分認識していただき、身の処し方、今後の行動については、改めてご自身で考えるべきであるとしております。

「まとめ」の最後では、執行部、議会共にハラスメント行為を許さない環境づくりのための更なる努力が求められる。職員が市民のため、十分に働くことができる健全な環境を保持するため、必要な対策を行うことを、執行部にはお願いするとともに、議会としても再発防止に向け、あらゆる面で努力してまいり所存であるとしております。

この調査報告書(案)について、各委員から意見を伺いました。意見として、「まとめ」の部分について、「身の処し方、今後の行動については、改めてご自身で考えるべきである」の記載について、「行動を自分で決めるのは当たり前であり、文言は削除すべきで、不必要と思う。この内容で出すのは、調査不十分である」との意見や、「書き方が柔らかいのではないかと強く書くべきである」との意見や、「委員の意見も記され、まとめもきちっとしており、報告書案のとおりでよい」との意見がございました。

調査報告書(案)については、採決の結果、賛成多数で可決と決しております。

以上、塩川秀敏市長のハラスメント行為に関する調査特別委員会の報告とさせていただきます。

塩川秀敏市長のハラスメント行為に関する調査特別委員長 神谷 喜久雄

可決された決議

宮若市議会・議員のハラスメント根絶に関する決議

市民の負託を受けた、私たち宮若市議会議員(以下「議員」という。)は、市民全体の奉仕者として市政に寄与し、市民福祉の向上に努めなければならない。

この度、宮若市職員(以下「職員」という。)が、宮若市長(以下「市長」という。)より、ハラスメント及びセクシャルハラスメント行為(以下「ハラスメント」という。)を受けたことは、宮若市議会(以下「議会」という。)としても看過できない重大な問題であり、塩川秀敏市長のハラスメント行為に関する調査特別委員会においても、調査がなされたところである。

これを踏まえ、今後議会としても、議員一人ひとりがその立場を十分にわきまえ、議員と議員の間はもろろのこと、職員に対して、ハラスメント根絶に向けて、適切な対策をしていかななければならない。

議会では、令和5年12月15日に「宮若市特別職及び一般職公務員において、あらゆるハラスメントの防止に向けた取り組みの推進について」を決議し、宮若市へは、ハラスメント防止措置等求めているところであるが、ハラスメントの根絶及び防止に向けた議会の意思を下記のとおり明文化し、その意思を徹底するために、決議するものである。

記

- 1 議員は、ハラスメントが時には人命にも関わる人権侵害であることを自覚し、人権尊重社会に生きる人として、ハラスメントの防止及び根絶に努め、議員と議員、議員と職員のそれぞれの立場、人格を互いに尊重し、良識ある関係を構築する。
- 2 議員は、ハラスメント防止のため、あらゆる場面で、自らの言動を考える。また、他の議員によるハラスメントに当たる言動の疑いがある事態に遭遇した場合には、見過ごすことはせず、その真実性を明らかにし、当該議員に対し厳に慎むべき旨指摘し、解決するよう努める。
- 3 議会は、議員が関わるハラスメント疑いの事案を把握したときは、迅速かつ適切に対処する。
- 4 議会は、ハラスメントの防止及び根絶のため、議員に対し必要な研修を実施、もしくは他機関主催の研修を案内し、議員は受講に努める。

以上、決議する。

提出者：安河 英幸、染矢 正次

賛成者：和田 善久、寶部 勝、安永 友則、弓削田 敬、柴田 裕美子、藤春 優二、遠藤 嘉昭

松川 公彦 氏 (新任)	阿部 進 氏 (再任)	宮野 和男 氏 (新任)	安永 文秋 氏 (新任)	本田 孝光 氏 (新任)	安河内 龍一 氏 (再任)	榎本 良樹 氏 (新任)	春田 章匡 氏 (再任)	山本 俊彦 氏 (再任)	武田 瑞希 氏 (新任)	本田 三郎 氏 (新任)	渡邊 昭和 氏 (再任)	水上 俊茂 氏 (新任)	舟越 俊茂 氏 (新任)
--------------	-------------	--------------	--------------	--------------	---------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------	--------------

同意しました。
次の方を任命することに

宮若市農業委員会委員
の任命について

榎崎 久代 氏 (再任)

同意しました。
次の方を任命することに

宮若市教育委員会委員
の任命について

委員会報告

6月定例会



委員長 安永 友則

専決処分の承認について

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、宮若市税賦課徴収条例の一部改正について、急を要したため、専決処分したので、承認を求めます。

主な質疑

・固定資産税の、職権による減免規定の追加について、災害でなければ、できないのか。

・個人住民税の定額減税で、宮若市の税収は減るのか。

答弁

・基本的に災害を想定している。
・9,900万円ほど減るが、国からの交付金で補填される予定である。

全会一致で可決

宮若市税賦課徴収条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、公益信託に係る所得税法の規定の見直しにより、宮若市税賦課徴収条例の一部を改正するものです。

質疑なし

全会一致で可決

宮若市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

地方税法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、国民健康保険税の課税限度額と軽減判定所得の基準額を引き上げる必要が生じたことから、宮若市国民健康保険税条例の一部を改正するものです。

主な質疑

・今後の国保運営について。

答弁

・国の方針で、保険者が都道府県単位になって、将来的には、福岡県内の国民健康保険料水準の統一化が図られようとしており、方針としては、それに基づいて進める形になるかと思う。

全会一致で可決



委員長 柴田 裕美子

宮若市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

昨今の幼児教育・保育現場における、子どもをめぐる事故や不適切な対応事案を受け、本市条例の基準となる内閣府令において、職員の配置基準が見直されたことに伴い、本市条例についても所要の改正を行うものです。

質疑なし

全会一致で可決

市長報告

6月定例会

◆市長報告 1

若宮小学校跡地の利活用について

本市の人口減少に歯止めをかけるための定住施策として、本跡地を住

宅及び公園施設として整備することとしており、整備に当たっては、民間のノウハウや資金等を活用することとして、可能な限り早期に公募型でのプロポーザルを実施するよう、取組を進めています。

本跡地利活用の基本的な方針としては、「人と緑が共存する賑やかなまちづくり」をコンセプトに掲げ、住宅と公園との調和を図りながら、計画的に一体的な整備を進め、魅力ある街並みを創出することにより、周辺地域にも一層の賑わいが生まれるような地域全体の振興を図っていきます。

整備の内容としては、約12,000㎡の敷地内に現存する施設を全て解体し、公園については、地域住民の方々の憩いの場となる公園整備を推進するとともに、敷地内には来園者の交流の場として「交流拠点施設」の整備を進めていきます。住宅については、対象の土地を民間事業者へ売却し、住宅地の造成、販売を行うこととしています。

なお、本事業を推進するに当たり、先に本跡地周辺の自治会長の皆様とも意見交換を行ったところですが、今後も継続して地域住民の意見を丁寧聴きながら、有効な利活用を図ってまいります。

◆市長報告 2

宮若北部工業用地造成事業に関する細目協定書の変更について

令和2年9月から、新たな工業団地の造成事業として、福岡県が事業主体となり、本市と連携して取組を進めています。

令和3年3月31日には、福岡県と本市の役割分担等を定めた「宮若北部工業用地造成事業に関する基本協定書」を、令和5年3月31日には、福岡県と本市の年次の費用負担や財産の引渡し及び管理等について定めた「宮若北部工業用地造成事業に関する細目協定書」を締結しました。

今般、令和5年度に工事着手ができなかつたことから、事業期間及び費用年度に変更が生じ、本事業に係る細目協定書の変更を行うものです。

本市としては、引き続き福岡県と連携を図りながら、本工業用地造成事業の早期の完成に向けた取組を進めていきます。

◆市長報告 3

宮若市工業団地適地調査について

本市の昨今の企業誘致の経過については、本市東部に位置する磯光工業団地は、平成30年3月で全区画が完売するとともに、同年4月には四郎丸地区市有地に自動車関連企業が進出して以降、公的な工業団地が所望しない状況にあります。

また、令和2年9月より、福岡県企業局が事業主体となり、宮若北部工業用地造成事業に取り組んでおり、現在、8割を超える地権者の合意をいただいている一方、事業スケジュールに遅れが生じている状況です。

今般、台湾の半導体製造大手、TSMC（台湾積体回路製造）の熊本県菊陽町への進出に伴い、九州各地へ半導体関連設備投資が波及しているほか、トヨタ自動車九州を始めとする自動車関連企業においても、半導体等の部品不足が解消しつつあることから、生産台数が回復基調にあり、売上高も増収傾向にあります。

こうしたことを背景に、複数の企業から本市への進出希望の問い合わせも続いていることから、新しい受皿となる工場用地を選定するため、宮若北部工業用地造成事業と並行しながら、新たな工業用地の適地調査を進めていきたいと考えています。

◆市長報告 4

宮若市外二町じん芥処理施設組合におけるごみ処理施設整備に係る進捗状況について

施設整備に必要な計画策定のため、「循環型社会形成推進地域計画等策定業務委託」について、株式会社エックス都市研究所九州事務所と基本契約を締結しています。

候補地については、令和6年2月27日に「ごみ処理施設候補地選定委員会」を設置し、計3回の委員会が開催され、候補地の選定が行われました。その後、先月29日にごみ処理施設候補地選定委員会から選定結果報告を受け、当初の7候補地から2候補地まで絞られています。

今後の可燃ごみ処理方法については4案あり、1つ目が現RDF処理施設の継続利用、2つ目が可燃ごみ処理施設の新規建設、3つ目が現RDF施設を中継施設に改修し、他市へ処理委託する、4つ目が中継施設を新規建設し、他市へ処理委託する、以上のうち、2つ目の可燃ごみ処理施設を新規建設する方向で検討しています。

また、本年4月1日付けで組合長が鞍手町の岡崎町長に変更となつて

おり、職員体制については、昨年10月1日から本市職員1名を派遣し、さらに本年4月1日からは本市から1名、小竹町から1名、鞍手町から1名の職員が派遣され、組織体制が整ったことから去る5月21日に環境省を訪問しました。

訪問の際は、交付金制度の改善に関する要望として、「循環型社会形成推進交付金に関する要望」及び「廃棄物処理施設の維持管理費に係る支援制度の創設に関する要望」を提出するとともに、今年度に申請を予定している「循環型社会形成推進交付金」に対する特段の配慮及び有利な財源の確保についての情報共有等をお願いしました。

この内容を十分に鑑みながら、令和14年度を目途に新たな施設整備に向けて、今後も取り組んでいきます。

◆市長報告 5

宮田バス停交流スペース整備事業の取組について

本事業は、令和5年度での事業完成を目指して事業に着手してまいりましたが、関係機関との協議に想定外の時間を要したこと、さらに、実施設計

が完了した時点の積算額が、物価高騰等の諸事情により工事費の予算額を大幅に超過していたため、設計額を圧縮する整備内容や建築工法の見直しなどの検討を行った結果、年度内の完了が見込めなくなったことから、予算額の繰越を行っています。

国の都市再生整備計画事業を活用していることから、令和6年度末までの工事完了が必須であり、現在、再検討した変更設計に基づき、設計業者との協議を進めているところ

です。
今後のスケジュールについては、建築費を圧縮した設計を上半期に終了し、下半期にて建築工事を完了させる予定で進めています。

◆市長報告 6

宮若市地域公共交通計画の策定について

本市の公共交通に関する計画については、平成27年度に「宮若市公共交通基本計画」を策定し、計画の基本方針に基づき様々な交通施策を実施してきましたが、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地方公共団体による地域公

共交通計画の策定が努力義務となったことを踏まえて、「宮若市地域公共交通計画」を策定しています。

概要としては、令和5年10月に実施した「宮若市の公共交通に関するアンケート」を基に住民意向を把握し、本市の望ましい公共交通のあり方を検討するとともに、移動手段の確保により生活への不安を解消し、暮らしやすく魅力ある地域を創り上げるために、効果的かつ効果的な施策を推進していく内容となっております。

なお、令和6年5月13日に開催しました宮若市地域公共交通会議において、本計画について承認をいただいたところです。

◆市長報告 7

宮若市農業観光交流拠点整備基本構想・基本計画の策定について

本基本構想・基本計画については、「第2次宮若市総合計画後期基本計画」に掲げる「農業観光交流拠点を核とした観光地域づくりの推進」に基づき、脇田地区を中心とした農業・観光・健康のふれあい交流拠点を整備するための構想・計画を策定

するものです。

概要としては、脇田温泉や農業観光振興センター、西鞍の丘総合運動公園などの資源の連携を強化し、一帯を「農業観光交流拠点」として結び付け、さらには県と連携した「道の駅」登録に必要な整備を併せて行うことで、脇田地区を中心とした地域の魅力をさらに高め、観光客の増加と新たな活力を呼び込むための施設形成に資するものとなっております。

基本構想の構成としては、総合計画に基づく市の将来構想や市の課題を踏まえ、目的や位置付け、対象エリアを定めた上で、地域の魅力創造に向けた方針や取組案を記載しています。

基本計画の内容としては、既存施設を活用した「道の駅」の整備を前提として、市内観光施設の利用者を対象とした聞き取りアンケートと市の上位計画を基に、整備方針やコンセプト、導入すべき機能や施設・設備等を示しています。

◆市長報告 8

吉川コミュニティセンターの整備について

吉川コミュニティセンターの整備については、令和5年11月臨時会において、「現吉川コミセン周辺地」を活用し、取組を進めていくことをご報告したところです。

その後、吉川コミュニティセンター基本構想において、平面計画、平面イメージ等を作成し、隣接地の購入の有無や、建物の整備方法を新築又は改築とするのか等、協議を進めてきました。

その中で、敷地については、新たな用地を取得せずに、現在の敷地を活用することとし、建物については、現施設の改築ではなく、規模を縮小しての新築で進めていくことで調整をしているところです。

建物等の詳細については、今後の基本設計等において決定していくこととなりますが、投票所等としての利用があることも踏まえた上で、敷地の有効な活用による駐車台数の確保や、施設整備に係る経費の削減も考慮し、コンパクトな建物にしたいと考えています。

現在は、実施予定の設計業務等に備え、用地の確定に向けて取り組んでいます。

市政を問う

一般質問は市民を代表し、市の施策・方針や課題について問います

質問者	質問事項	QR	質問者	質問事項	QR
1. 松岡 史倫	1. 本市の切れ目のない子育て支援について問う		5. 安河 英幸	1. 優良農地の確保について問う 2. 百合野山荘について問う	
2. 藤春 優二	1. 行財政改革の取組について問う 2. 子育て支援の取組について問う 3. 農業観光交流拠点整備基本構想について問う		6. 山元 秀一	1. 人材育成を踏まえた教育のあり方について問う 2. 観光振興によるまちの活性化について問う	
3. 柴田 裕美子	1. 子ども医療費助成の拡大について問う 2. ギャンブル依存症の対策について問う 3. 防災計画について問う		7. 弓削田 敬	1. 自動車臨時運行許可(仮ナンバー)について問う 2. 市行政の市民向け各種補助金、助成金について問う	
4. 遠藤 嘉昭	1. 宮若市外二町じん芥処理施設組合について総体的に問う ※執行部の病欠等を考慮し、取り下げました。		8. 染矢 正次	1. 児童の通学路について問う 2. 災害対策について問う	

※ QR から、一般質問の録画映像がご覧いただけます。

会議録は、議会事務局、若宮総合支所ハートフル、市内図書館および宮若市議会ホームページからご覧いただけます。

本市の切れ目のない子育て支援について問う



松岡 史倫

行財政改革の取組について問う 子育て支援の取組について問う 農業観光交流拠点整備基本構想について問う



藤春 優二

問 妊娠期から産後における支援施策を伺う。

答 市長

すべての妊婦・子育て家庭が安心して出産・育児ができるよう、妊娠期から子育て期には訪問・電話・面談による伴走型相談支援と合わせ、妊娠時と出生時それぞれに産後・子育てで応援給付金による経済的支援を一体的に実施しています。

また、母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査の補助券をお渡ししています。

産後においては、保健師等が訪問して体重の測定、発達のチェック、育児相談や子育て情報の提供を行う「あかちゃん訪問」や、お子さんの発達や健康状態を定期的に確認するための乳幼児健診、ま

た、産後ケアなどの事業を実施しています。

問 本市提携の産後ケア施設は8施設。飯塚市は35施設、宗像市は32施設、嘉麻市は32施設となっており、近隣と比較すると少ないが、提携先を増やすための動きを伺う。

答 健康福祉課長

4月の時点で、県助産師会に宮若市民の受け入れ可能な施設増加の相談をしています。今月中にも受け入れ施設が増える予定です。

問 妊娠期から子育て期までを含めた子育て支援拡大についての検討状況を伺う。

答 市長

子育て支援センターを3箇所設置し、子育て

中の親子の交流の場の提供、子育てに関する相談や一時預かり保育などの支援、親子ふれあいイベントの開催など、地域の子育て支援の拠点となる活動を実施しています。

また、3歳から5歳までのすべての子どもへの教育・保育の無償化に加え、昨年9月から第2子以降の保育料の無償化など、多子世帯の経済的負担を軽減しています。

さらに、本年4月1日から、「こども家庭センター」を設置し、これまで別々の組織であった「児童福祉」と「母子保健」を一体化することで、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもを切れ目なく支援しています。今後、子育て支援の拡大を検討していきます。

問 本市の財産活用による広告収入の確保の現状について伺う。

答 市長

本市の財産活用による広告収入の確保の取組については、平成25年に策定した「宮若市有料広告掲載に関する要綱」に基づき実施しています。

また、令和3年8月に策定した宮若市行財政改革実施計画「第四次集中改革プラン」の項目にも掲げており、現状としては、本庁舎総合案内板や公式ホームページなどを活用した広告収入の確保に努めています。

引き続き、本取組を推進し、健全な財政基盤の確立に努めています。

問 本市の学童保育の現状について伺う。

答 市長

本市では、市内に4箇所の学童保育所を設置しています。

学童保育所の定員については、宮田南学童保育所が70名、宮田北学童保育所が80名、光陵学童保育所が90名、宮若西学童保育所が120名としており、利用時間については、平日が放課後から午後6時30分まで、土曜日や夏休みなどの長期学校休業日が原則として午前8時から午後6時30分までとしています。

この学童保育所の運営を通じて、やむを得ず放課後などに保護者の監護を受けられない児童の健全育成を図っています。

問 農業観光交流拠点整備事業の今後のスケジュール及び本事業が本市にもたらす経済効果について伺う。

答 市長

本事業の今後のスケジュールについては、丁寧な事業説明を行うことにより、地元のご理解はもろろんと、様々な関係機関との調整・連携を図り、事業化に向けて努力していきます。

また、本事業が本市にもたらす経済効果については、本計画地周辺は、脇田温泉をはじめとする観光資源が複数存在する地域であることから、様々な魅力を発信し、観光入込客の増加を図ることにより、地域へもたらす経済効果が期待できます。

子ども医療費助成の拡大について伺う ギャンブル依存症の対策について伺う 防災計画について伺う



柴田 裕美子

問 本市における子ども医療費助成拡大の今後の方針について。

答 市長

本市では、中学生までを対象に医療費助成を実施しており、就学前までの子どもについては自己負担を無料とし、小中学生については、入院は月7日まで1日500円を、通院は1月1、200円を自己負担額の上限として、残りの医療費について一部助成を行っています。

現在、対象年齢や自己負担額など、持続可能な制度とするべく、助成範囲の拡充について、調査、研究を行っているところですが。

問 ギャンブル依存症問題の認識と本市での取組について。

答 市長

ギャンブル依存症については、「ギャンブル等」にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」で、自分の意志や精神力ではコントロールできなくなる病気である一方で、適切な治療や支援を受けることで回復が可能であるものでもあると認識しています。

また、本市にて相談を受けた際には関係機関に繋ぐなどの対応を行っているところですが。

問 本市の地域防災計画について。

答 市長

この計画は、宮若市の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関し、本市が処理すべき事務

及び業務について、総合的かつ計画的な大綱として定めたもので、「総則」「災害予防計画」「災害応急対策計画」「災害復旧・復興計画」及び「震災対策計画」の5編をもって構成し、令和3年度に改訂版を策定しています。

問 市民等の防災力の向上について。

答 市長

令和5年3月に改訂した宮若市防災マップを市内全戸へ配布し、防災に関する記事や災害危険箇所等の周知を図っています。

また、自主防災組織の設立を推進しているほか、自治会のブロックなどで行われる防災講習会等を実施し、自助、共助の重要性等の周知も行っています。

優良農地の確保について伺う 百合野山荘について伺う



安河 英幸

問 脇田地区で開発が進んでいるが、農地に影響はないのか市の考えを伺う。

答 市長

優良農地については、食料自給率の向上や食料の安定供給に不可欠であることから、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、一定の基準を満たす区域を農用地区域として設定し、または農地法に基づく農地転用許可制度により、一定の規制を設けることで、その確保を図っています。

脇田地区の開発に伴う農地への影響については、当該開発に係る地区の農地を農用地区域から除外した農地は無く、また、農地転用についても、工事を実施する業者による資材搬

入場として、一時的に農地転用を許可したものが1件ありますが、一時転用に係る期間終了後は、元の農地に復旧されることとなっています。

問 百合野山荘の現在の進捗状況について伺う。

答 教育長職務代理者

昨年の12月に所有者の自主事業として、「貝島家住宅（旧貝島栄四郎邸）庭園・建造物調査報告書」が刊行され、国・県・市の方に送致されたこと及び聞いています。それ以降については、県・所有者・市との三者での事前協議を行い、意見具申のための事前準備として所有者に対し、具体的な整備計画等について、文書での資料提供の依

頼を行っているところですが。

問 公務として京都の文化庁を訪問されているが、公務の位置付け、優先順位について伺う。

答 市長

公務とは、国や公共団体の事務と位置づけられています。

なかでも、公務出張については、国や県への要望活動のほか、年間を通して、関係機関や各種団体等の会議やイベントなどがありますが、各種行事への参加については、その重要性や必要性及び本市との関係性等を考慮して、対応しています。

人材育成を踏まえた教育のあり方について問う

観光振興によるまちの活性化について問う



山元 秀一

自動車臨時運行許可(仮ナンバー)について問う 市行政の市民向け各種補助金、助成金について問う



弓削田 敬

問 子ども達の学力向上は、経済効果を生むといった研究報告がある。これらを踏まえ、本市の教育方針等を伺う。

答 教育長職務代理者

確かな学力と豊かな心に基づく「生きる力」を育むことを本市の教育大綱と定めています。確かな学力は、保・幼・小・中学校の連携を図り、認知能力と非認知能力をバランスよく向上させることとされています。豊かな心の育成では、人間性と社会性を育むために各学校の創意工夫による活動体験や自主的・実践的な特別活動等を推進しています。

自立的で豊かな社会を実現する人材の育成により、その人材が様々な方面で力を発揮

することとなって、社会経済の活性化につながるかと考えています。

問 大学或いは専門学校など高等教育機関の誘致の検討は出来ないか。

答 副市長

本市の最大の課題である人口減少を食い止めるという点においても、教育の充実はずいぶん必要があるかと考えています。高等教育機関の誘致は学校法人等の意向や公共交通といった課題もありますが、実現となれば非常に大きな効果があると考えます。現状、誘致するためにどのようなメニューを用意できるのかなどあります。検討する余地は十分あると考えています。

高等教育機関の誘致は学校法人等の意向や公共交通といった課題もありますが、実現となれば非常に大きな効果があると考えます。現状、誘致するためにどのようなメニューを用意できるのかなどあります。検討する余地は十分あると考えています。

問 観光産業による経済活性化は、物質的・文化的成熟した我が国において重要な施策であると考えます。本市の観光振興の方針を伺う。

答 市長

魅力ある資源を活かした観光の推進を基本としており、観光振興は非常に重要な視点であると認識しています。観光消費の拡大には来訪客の滞在時間や宿泊日数を延ばす必要があるため、サイクリングやウォーキングなど地域の特性を活かし、テーマ性を持つ体験型の新たな観光資源の掘り起こしを検討していきたいと考えています。その一つである千石キャンプ場は、費用対効果を踏まえた活用方法を検討していきます。

魅力ある資源を活かした観光の推進を基本としており、観光振興は非常に重要な視点であると認識しています。観光消費の拡大には来訪客の滞在時間や宿泊日数を延ばす必要があるため、サイクリングやウォーキングなど地域の特性を活かし、テーマ性を持つ体験型の新たな観光資源の掘り起こしを検討していきたいと考えています。その一つである千石キャンプ場は、費用対効果を踏まえた活用方法を検討していきます。

問 仮ナンバーの申請手続きについて、利用者が不便な事はないのか。

答 市長

道路運送車両法において、自動車は、法令に基づく検査・登録を受けなければ運行の用に供してはならないとされており、特例として、自動車の試運転を行う場合や、新規検査または、自動車検査証の有効期間の満了した自動車の継続検査のために回送を行う場合など、行政庁の許可を受けることにより運行が出来るように「臨時運行許可制度」が設けられています。申請等手続きについては、地方自治法第2条第9項第1号に規定する国の「第一号法定受託事務」として定め

られ、運輸局が制定する本業務のマニュアルに従って行っています。また併せて、宮若市臨時運行許可業務取扱規則に基づき、申請内容が適正であるか、かつ、許可基準に適合するか、慎重な審査を行い、許可証の交付及び番号標の貸与に至るまで、適切に事務を遂行しています。

られ、運輸局が制定する本業務のマニュアルに従って行っています。

また併せて、宮若市臨時運行許可業務取扱規則に基づき、申請内容が適正であるか、かつ、許可基準に適合するか、慎重な審査を行い、許可証の交付及び番号標の貸与に至るまで、適切に事務を遂行しています。

問 補助金の冊子を作成することは可能か。

答 市長

利用件数や利用率は補助金ごとに異なるため、一概には表せませんが、令和4年度決算における市民向け補助金の予算執行率は、88%となっています。

問 補助金の冊子を作成することは可能か。

答 財政課長

令和6年度当初予算に計上している補助金のうち、市民向けの補助金、助成金等は51種類あり、予算の総額は約5億4千万円です。

問 その利用件数(利用率)はどの程度か。

利用件数や利用率は補助金ごとに異なるため、一概には表せませんが、令和4年度決算における市民向け補助金の予算執行率は、88%となっています。

補助金は種類が多く、窓口も多岐にわたることから、情報を一元化し、市民の利便性向上と支援拡充を図るため、補助金情報が一覧になった冊子を作成することは非常に有用と考えています。先進自治体の例を参考にしながら、作成に向けて取り組んでいきます。

その利用件数(利用率)はどの程度か。

児童の通学路について伺う 災害対策について伺う



梁矢 正次

問 登下校の安全対策等について伺う。小・中学校周辺の消えかけた横断歩道について伺う。

また、各学校において、毎年交通安全教室も実施しています。

問 業務継続計画（BCP）について伺う。

答 業務を続けていくうえで特に重要な6要素について、本市のBCPには全て記載されているか伺う。

答 教育長職務代理者

通学路の安全確保として、小中学校、道路管理者、警察などの関係機関とともに、通学路の合同点検を毎年8月に実施しています。

問 市長

この計画は、いわゆるBCPと言われるものですが、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、適切な業務執行を行うことを目的とした計画で、平成29年に本市当計画を策定しています。

答 総務課長

本市が規定するBCPの6要素として、1つ目が、首長不在時の明確な代行順位、職員の参集体制、2つ目が、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、3つ目が、電気、水、食料等の確保、4つ目が、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、5つ目が、重要な行政データのバックアップ、6つ目が、非常時優先業務の整理となっております。

令和5年度は、77箇所危険箇所について現地確認や対応策について協議を行いました。

このBCPでは大規模な災害が発生した場合を想定して、前提とする被害想定、業務継続のための執務体制及び執務環境の確保、非常時優先業務、業務継続体制の向上について、定めています。

表彰

5月22日に開催された全国市議会議長会定期総会で、遠藤議員が議員通算25年以上、和田議員が議員通算15年以上の表彰を受けました。



市議会会議録はホームページからも閲覧できます。

<https://www.city.miyawaka.fukuoka.dbsr.jp/>



次回の定例会は **9月3日(火)** 開会予定です。
皆さんの傍聴をお待ちしています。

本会議・各常任委員会等の日程については、日程が決まり次第、宮若市のホームページに掲載します。小さなお子さんをお連れの方は議場への入場はできませんが、庁舎内において親子一緒に視聴できますので、議会事務局にお尋ね下さい。



トヨタサンクスフェスタ



ほたるまつり



東町ふれあい祭



防災研修会

編集後記

光陵グリーンパーク・多目的グラウンドで、「カーン・カーン」と音が鳴り響く。

8時過ぎ、高齢者の皆さんが駐車場に集まってきました。

皆、手にクラブをもって、グラウンドに集合。番号のついた旗をセットし、グラウンドゴルフの始まりです。

皆、ホールインワンを狙って打っていきます。

「入った。入ったぞ。」など喜びの歓声が上がりととも楽しそうでした。

グラウンドゴルフは他に、市民球技場、東小学校跡地等でたくさんの方が集まって競技をされています。

暑い日が続きます。熱中症には十分注意をして、いっぱい楽しんでください。

染矢 正次

議会広報調査特別委員会

委員長	山元 秀一
副委員長	松岡 史倫
委員	染矢 正次
委員	清水 健太郎
委員	藤春 優二
委員	神谷 喜久雄
委員	安河 英幸